

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月15日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	26	
③ 番号法別表第2の項	37	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第一 第8の項 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	県単独就学奨励費(給食費)支給要綱第2条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第2条 県単給食費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、島根県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)へ就学する幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校で提供する給食の経費について、県がその経費を支給することとし、もって特別支援教育の充実を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		県単独就学奨励費(給食費)支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	県単独就学奨励費(給食費)支給要綱第5条第2項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	県単給食費の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	県単独就学奨励費(給食費)支給要綱第5条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項に定める保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	県単独就学奨励費(給食費)支給要綱第5条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		